

## 仕様書

(別紙3-2)

(神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場、神奈川県立音楽堂、神奈川県立神奈川近代文学館、神奈川県立かながわアートホール)

### 1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 神奈川県立音楽堂1階ホワイエに設置する2台及びかながわ芸術劇場5階ホールホワイエに設置する1台は、ホワイエの雰囲気を損なうことのない色調の機器を設置するため、落札決定後に文化課と設置機器の色調について調整すること。(明度・彩度を下げた淡い色調とする。)
- (5) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (6) 以下の自動販売機について、災害時ベンダー機能を付加すること。  
(神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場)  
4台(4台が困難な場合は3台)  
(神奈川県立音楽堂)  
1台(1階ホワイエに設置する2台のうち容量が大きい1台)  
(神奈川県立神奈川近代文学館)  
全て(1台)  
(かながわアートホール)  
全て(1台)
- (7) 以下の自動販売機について、交通系ICカード(Suica、PASMO)での決済に対応した自動販売機であること。  
(神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場)  
各設置場所につき1台以上  
(神奈川県立音楽堂)  
各設置場所につき1台以上  
(神奈川県立神奈川近代文学館)  
全て(1台)  
(かながわアートホール)  
全て(1台)

### 2 販売条件

- (1) 飲料(食品)を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。また、別紙1「入札物件一覧表」に規定する自動販売機個別条件に該当するものとする。  
なお、同一場所に複数台並設する場合は、同一品目を避けることとする。
- (2) 標準販売価格(定価)より20円以上引いた価格とすること。

### 3 安全対策に係る条件

- (1) 設置

自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。

(2) 食品衛生等

衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

#### 4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。

なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

#### 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 寄附付き自動販売機の設置

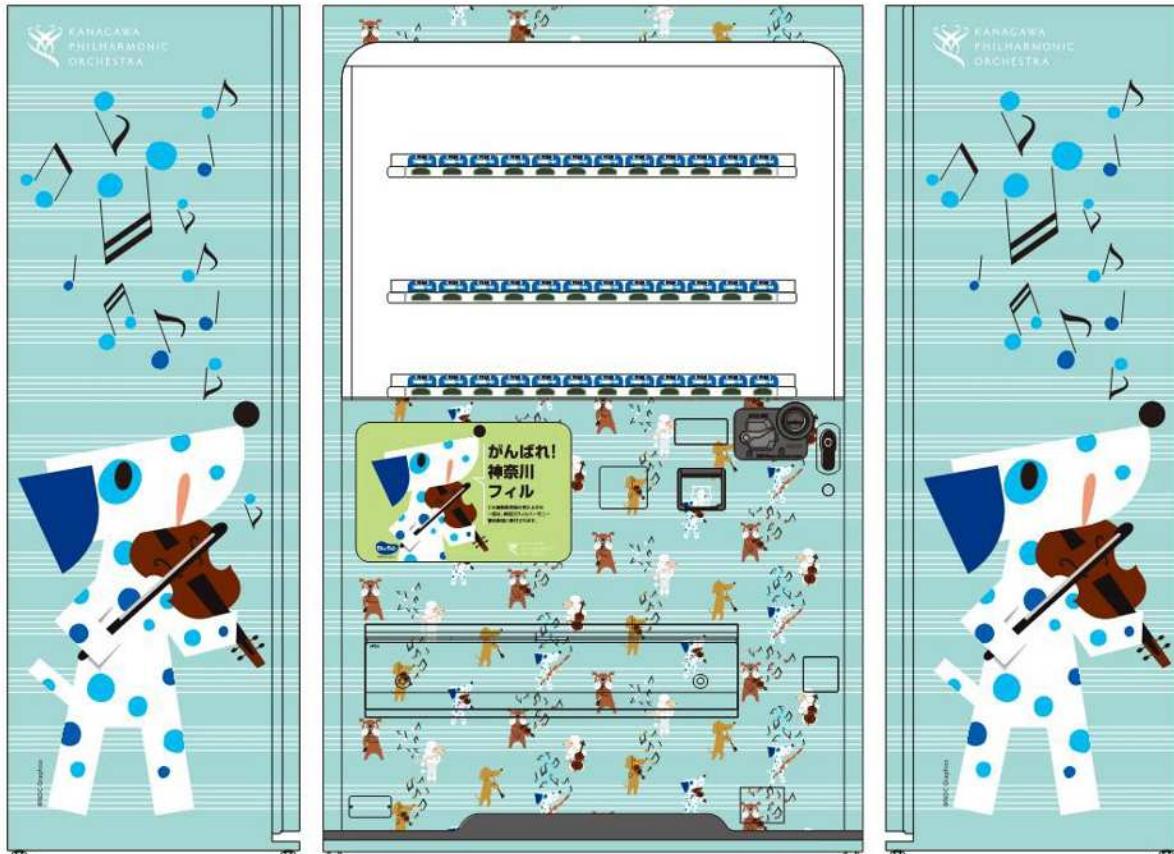
- (1) 神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場に設置する4台分のうち1台、かながわアートホールに設置する1台は、神奈川フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機とし、全体又は正面中央パネルを設置者の負担により別紙3の2-2に示すデザインでラッピングすること。
- (2) 寄附付き自動販売機を設置するに当たり、落札後、落札者は任意で公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団と別紙3の2-3「神奈川フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機に関する確認書」を締結しなければならない。
- (3) 寄附金額は売上げ金額の2%以上とする。
- (4) 詳細については、落札者と公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団とで協議する。
- (5) 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

## 8 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。



② 全体の正面図・側面図



## 神奈川フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機に関する確認書

公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙と神奈川県知事が令和8年〇月〇日に締結した自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の活動を支援する自動販売機（以下「サポート自販機」という。）に関して、下記のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

### 記

#### 第1条（目的）

乙は、サポート自販機の売上金の一部（以下「活動支援金」という。）を甲に寄附し、甲の活動を支援する。

#### 第2条（活動支援金の金額と支払い期日）

- (1) 活動支援金はサポート自販機の売上げ金額の2%以上とする。
- (2) 乙より甲への寄附は、毎年9・3月末日締めとし翌月末日に行うものとする。
- (3) 上記(2)に併せて乙は神奈川県（財産管理者）に寄附した金額を報告するものとする。

#### 第3条（デザインについて）

- (1) 株式会社エヌディーシー・グラフィックスが著作権を有する別紙3の2-2のグラフィック・アート著作物を使用して乙が「サポート自販機」を設置する。
- (2) グラフィック・アート著作物とは、神奈川フィルハーモニー管弦楽団応援キャラクター「ブルーダル」のイラストレーションとロゴタイプを含む一連のグラフィック・アートである。また、このグラフィック・アート著作物の使用については事前に著作権者に監修を受けることとする。
- (3) 乙は株式会社エヌディーシー・グラフィックスに対して、本件グラフィック・アート著作物の使用料として1台当たり3,000円（消費税別途）を支払う。
- (4) 使用料は、設置台数に基づき、設置日の翌月末日に株式会社エヌディーシー・グラフィックスの指定する銀行口座に振り込む。  
なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### 第4条（有効期間）

この確認書の有効期間は、乙と神奈川県知事が令和8年〇月〇日に締結した自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

#### 第5条（協議）

本確認書に明記されていない事項又は本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

令和8年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区山下町46番地第1上野ビル1階  
公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団  
理事長 上野 孝

乙